

Part-1 効果測定テスト (○か×で答えてください)

1. 令和元年10月1日に施行された改正水道法では、5年ごとの更新制度が適用されることになった。更新期限以降も事業を継続する場合は、期限内に更新手続きをしなければならない。
2. 更新手続きには、事業者が法人名義の場合、定款または寄付行為の写し、個人名義の場合は住民票が必要である。
3. 水道法で定められた有効期限内に、指定の更新を受けない場合でも、1年以内ならば、指定は有効である。
4. 給水装置は、水道メーターを除き、お客様の財産であることから、水道施設には含まれない。
5. 指定給水装置工事事業者制度では、水道事業者ごとに指定要件が異なるため、水道事業者がそれぞれ業者を指定することになっている。
6. 給水装置工事主任技術者は、工事に関する水道事業者との連絡調整もその職務に含まれる。

Part-2 効果測定テスト (○か×で答えてください)

1. 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」では、耐圧・浸出・防食・逆流防止の4項目の基準からなっている。

2. 給水装置の配水管への取付口は、他の給水装置の取付口から10cm離れていればよい。

3. 給水装置は、凍結、破壊、浸食等を防止するための適切な措置が講じなければならない。

4. 「公益社団法人 日本水道協会」は、第三者認証機関のひとつで、認証された製品には認証マークが表示されているので、使用する場合には、認証マークを確認すること。

5. 給水装置工事が竣工した場合には、給水装置工事主任技術者は、書類検査や現地検査により、設置した給水装置が構造及び材質の基準に適合していることを確認することが必要である。

Part-2 効果測定テスト (〇×で答えてください)

6. 受水槽方式は、断水時や災害時に水が確保できるなどの長所があり、異常が発生しない限り、点検や清掃も省略することができる。

7. 給水管の埋設深さは、宅地内にあっても10cm以上を標準とする。

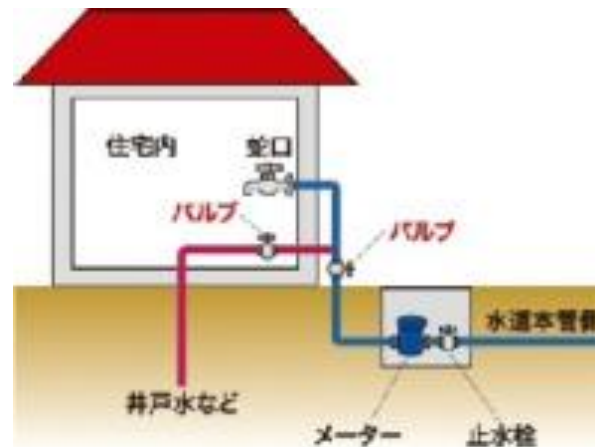
8. 給水装置工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こさないよう十分に注意しなければならない。

9. 道路掘削跡の仮舗装部の段差については、3cm以内ならつまりいても施行者は責任を問われない。

10. 貯水槽水道とは、水道事業者から供給を受けた水道水を一旦受水槽に受けた後、建物の利用者に飲み水として供給する施設をいう。(専用水道を除く)

Part-3 効果測定テスト (〇×で答えてください)

1. 指定給水装置工事事業者は、水道事業者と協力して、給水装置の維持管理の主体である需要者に対し、水道法上の遵守事項などについて情報提供していく必要がある。
2. 「誤接合（クロスコネクション）」とは、給水装置が給水装置以外の水管その他の設備（工業用水道、井戸水、上水道の受水槽以下の配管等）に直接連結されていることをいう。



Part-4 効果測定テスト (○×で答えてください)

1. 指定給水装置工事事業者においては、国の指定基準に適合した工事事業者である自覚をもって社会的信用を損なうことがないよう誠実に業務を遂行していく必要がある。
2. 給水装置工事を実施する場合には、工事の施工範囲、使用材料等が明確にわかるような見積書を作成し、お客様に事前に説明、納得いただいたうえで、工事にかかることが重要である。

